

【資料】 K 8 護岸の使用に係る防衛大臣の発言について

防衛大臣記者会見（令和元年6月7日）における大臣の発言

Q：辺野古の工事について、K-8護岸を使って、さらに工事を進めると報じられておりますが、その事実関係と、県側は目的外使用に当たるのではないかという見方を示しておりますが、この点についてもお願いします。

A：辺野古の工事については、現時点で確たることを申し上げることは困難でございますが、御指摘のK-8護岸からの埋立材、岩ズリの搬入につきましては、準備が整い次第、開始したいと考えております。それから、この移設事業につきましては、公有水面埋立承認願書の「設計の概要」に記載された「埋立てに関する工事の施工方法」に従い、実施しております。この「設計の概要」において、「ガット船等で陸揚げする岩ズリをダンプトラックで搬入し、ブルドーザーで巻き出して埋立てを行う」と記載をしており、具体的な陸揚げ場所は特に限定されているわけではありません。したがって、K-8護岸からの埋立材の搬入については問題がないと我々は考えております。また、本件事業における土砂の搬入については、沖縄県に提出した埋立承認願書の添付図書である「環境保全図書」において、海上搬入を実施することが記載されており、「環境保全図書」等を変更する必要があるとも考えておりません。いずれにしても、K-9護岸からの搬入と同様に、環境監視等委員会に説明し、環境への配慮をしっかりと行いながら、事業を実施してまいりたいと思っております。

公有水面埋立承認願書「設計概要説明書」（平成26年12月6日変更承認後）
（抜粋）

2) 埋立区域②

本埋立区域は、水深が非常に浅いことから、陸上からの埋立を基本とした。

外周護岸であるK-1護岸～K-4護岸と、中仕切護岸N-3及び中仕切り護岸N-5により閉合した後（1年次7ヶ月目及び2年次5ヶ月目で閉合）、先に埋立られた埋立区域①の中仕切岸壁にガット船により揚陸された土砂をダンプトラックにて搬入し、ブルドーザーで巻き出す埋立工法を採用した。

